

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成10年以降、我が国の自殺による死亡者数は毎年3万人を超える状況が続いており、そのため平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下、「法」という。）が制定され、全国的に自殺対策が総合的に推進されてきました。結果、平成22年以降の自殺者数は減少を続けており、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、日本における自殺死亡率は、主要先進7か国の中では最も高く、死亡者数はいまだに2万人を超える状況にあります。

このことから自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するために、平成28年に自殺対策基本法が改正されました（以下、「改正法」という。）。改正法では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

改正法では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、市町村においては、既存のあらゆる事業を「生きる支援」として結びつけ、全庁的な認識のもとで自殺対策を進めることで、自殺対策の牽引役となることが期待されています。

このような状況を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために「かつらぎ町自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

◆自殺対策に関する国の主な動向

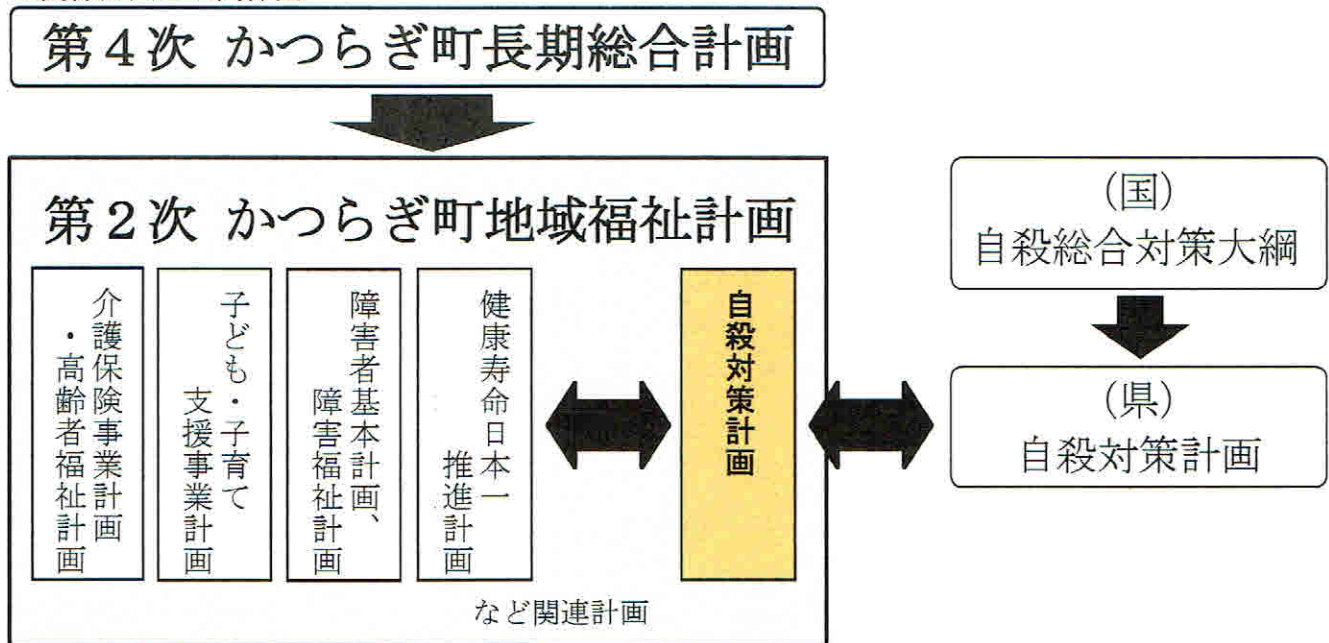
| 年 月 | 内 容 |
|----------|--|
| 平成18年10月 | 「自殺対策基本法」施行 |
| 平成19年 6月 | 「自殺総合対策大綱」閣議決定 |
| 平成20年10月 | 「自殺総合対策大綱」一部改正 |
| 平成22年 2月 | 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議） |
| 平成24年 8月 | 「自殺総合対策大綱」の見直し |
| 平成28年 4月 | 「自殺対策基本法の一部を改正する法律」施行 |
| 平成29年 7月 | 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」閣議決定 |

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて策定し、かつらぎ町の自殺対策を推進するための基本的な計画とします。

かつらぎ町の最上位計画である「かつらぎ町長期総合計画」をはじめ、上位計画となる「かつらぎ町地域福祉計画」、対象者ごとの個別計画や、和歌山県の「自殺対策計画」等と整合を図ったものとします。

◆関係計画との関係図



3. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、本計画を効果的かつ実効性のある計画とするために、計画策定段階（Plan）、実行（Do）から評価（Check）、改善（Action）に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の構築を図り、必要に応じて計画の進行管理や見直しを行います。

また、計画の最終年度である令和6年度には、本計画の最終点検・評価を行い、次年度以降の計画に活用していきます。

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 策定 | かつらぎ町自殺対策計画 | | | | | |
| | | 点検・評価 | 点検・評価 | 点検・評価 | 次期計画作成 | 次期計画 |